

第5章 児童（母子）福祉

保育課、こども家庭課

1 児童手当制度

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、子ども手当制度に代わり平成24年4月から開始された。

支給要件は、0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育する者となっており、支給額は3歳未満の児童1人につき月額15,000円（一律）、3歳以上小学校修了前の児童1人につき月額10,000円（ただし、第3子以降の児童については1人につき月額15,000円）、中学生の児童1人につき月額10,000円（一律）となっている。また、平成24年6月分から所得制限が導入され、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給となっている。

児童手当延人数及び金額

区分			平成28年度			
			児童手当		特例給付	
			延人数	金額	延人数	金額
0歳～3歳未満	被用者	第1子	22,338	335,070,000	1,089	5,445,000
		第2子	17,353	260,295,000	866	4,330,000
		第3子以降	6,773	101,595,000	346	1,730,000
	非被用者	第1子	5,143	77,145,000	143	715,000
		第2子	3,723	55,845,000	100	500,000
		第3子以降	2,343	35,145,000	31	155,000
小学校3歳修了前	被用者	第1子	84,435	844,350,000	7,755	38,775,000
		第2子	63,618	636,180,000	7,428	37,140,000
		第3子以降	18,771	281,565,000	1,710	8,550,000
	非被用者	第1子	21,582	215,820,000	599	2,995,000
		第2子	14,946	149,460,000	438	2,190,000
		第3子以降	6,307	94,605,000	185	925,000
中学校修了前後	被用者	第1子	34,887	348,870,000	5,548	27,740,000
		第2子	18,539	185,390,000	3,348	16,740,000
		第3子以降	1,314	13,140,000	166	830,000
	非被用者	第1子	10,713	107,130,000	335	1,675,000
		第2子	4,980	49,800,000	232	1,160,000
		第3子以降	532	5,320,000	40	200,000
小計			338,297	3,796,725,000	30,359	151,795,000
区分			施設等入所等児童			
			延人数	金額		
3歳未満			10	150,000		
3歳以上			467	4,670,000		
小計			477	4,820,000		
合計			369,133	3,953,340,000		

2 児童扶養手当支給制度

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的とする。

対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護する母又は監護し生計を同じくする父、あるいは父母にかわって児童を養育している人が手当を受けることができる。

支給要件

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻しないで生まれた児童
- (9) 父・母ともに不明である児童（孤児など）

・次のような場合、手当は支給されない。

- 児童が …… ア 国内に住所を有しなくなったとき。
- イ 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたりしたとき（非監護）。
- ウ 上記支給要件に該当しなくなったとき。
- 父、母又は養育者が …… ア 国内に住所を有しなくなったとき。
- イ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。

手当の額

区 分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方 （所得に応じて決定）
児童1人のとき	月額42,330円	月額42,320円から9,990円までの10円きざみの額
児童2人のとき	加算額10,000円	加算額9,990円から5,000円までの10円きざみの額
児童3人以上のとき	1人あたりの加算額6,000円	1人あたりの加算額5,990円から3,000円までの10円きざみの額

手当の請求者及び扶養義務者等の所得が政令で定める額以上の場合は、手当の全額又は一部を支給しない。

児童扶養手当延人数及び金額

区 分	平成27年度		平成28年度		
	延人数（人）	金額（円）	延人数（人）	金額（円）	
全額支給者	13,236	551,436,340	12,535	529,129,360	
一部支給者	13,292	375,230,390	12,904	375,193,140	
加算額	2子加算	10,266	51,330,000	10,092	64,085,910
	3子以降加算	2,741	8,223,000	2,855	11,117,090
計		986,219,730		979,525,500	

3 家庭児童相談

家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が問題解決にあたっている。

相談件数		(単位 件)					
	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
27年度	738	5	12	1	14	6	776
28年度	972	0	6	1	13	12	1,004

4 母子・父子相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対し自立に必要な相談や支援等を行っている。

相談件数		(単位 件)			
	生活一般	児童	生活援護	その他	計
27年度	185	109	939	26	1,259
28年度	232	135	910	18	1,295

5 児童福祉施設等

児童福祉法に基づく施設は、母子生活支援施設が1か所、助産施設が2か所、保育所は公立・私立合わせて37か所、幼保連携型認定こども園が2か所、幼稚園型認定こども園が2か所となっている。

認定こども園には、上記のほか、保育園型があるが、平成28年4月1日現在、市内には設置されていない。

(1) 母子生活支援施設（花水台ハイム）

母子生活支援施設平塚市花水台ハイムは、花水台保育園と併設の施設で、児童の福祉に欠ける母子世帯を支援していたが、施設の老朽化等に加え、入所の減少傾向が続き、今後の見込みや費用対効果及びニーズを総合的に判断し、平成29年3月31日をもって廃止した。

(2) -1 保育所等（認可保育所・認定こども園）

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、児童を保育する施設に関する制度が拡充された。本市には認可保育所のほかに認定こども園があり、4月1日現在の施設数及び定員、並びに受託児童を含む入所者数は下記のとおりである。平成28年4月1日現在、保護者の勤務地等の関係による他市からの受託児童は103人、他市への委託児童は79人であった。

		保育所等		入所者数			計
		施設	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
27年度	公立	10か所	885	365	188	413	966
	民間	27か所	2,553	1,097	580	1,151	2,828
	合計	37か所	3,438	1,462	768	1,564	3,794
28年度	公立	9か所	775	314	159	352	825
	民間	32か所	2,860	1,177	594	1,246	3,017
	合計	41か所	3,635	1,491	753	1,598	3,842

(2) -2 保育料階層区分別入所者数

保育料は保護者の前年分の所得税額により算定され、税額により区分された保育料の階層ごとの入所者数は下記のとおりである。 平成28年4月1日現在（管外受託を除く）

階層	世帯区分		3歳未満児				3歳以上児						
			保育料基本額 (円/月)	第1子	第2子	第3子	合計	保育料基本額 (円/月)	第1子	第2子	第3子	合計	
A	生活保護世帯		0	5	5	7	17	0	11	13	10	34	
B	1 2	非課税所得割世帯 市町村民税非課税世帯	0	37	26	16	79	0	98	61	49	208	
			2,600	20	33	30	83	2,400	39	31	28	98	
C	市町村民税均等割課税世帯		7,200	11	3	7	21	6,100	16	5	10	31	
D	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	10,400	55	21	19	95	8,600	79	24	41	144
			48,600円以上	13,400	26	21	5	52	11,100	46	9	10	65
			60,000円以上	17,000	31	17	5	53	13,500	69	8	4	81
			70,000円以上	21,200	25	17	3	45	15,900	49	3	2	54
			77,000円以上	25,600	68	40	5	113	18,200	158	11	1	170
			97,000円以上	29,600	136	56	4	196	20,200	235	25	1	261
			130,000円以上	34,600	69	35	3	107	22,200	132	13	0	145
			150,000円以上	39,400	60	34	2	96	24,200	116	7	0	123
			169,000円以上	44,000	103	77	2	182	26,200	235	14	0	249
			211,000円以上	49,000	82	39	4	125	28,200	178	13	0	191
			260,000円以上	53,800	46	21	3	70	29,800	114	9	0	123
			301,000円以上	55,000	34	17	2	53	30,400	117	6	0	123
			360,000円以上	56,200	17	5	0	22	30,900	45	2	0	47
			397,000円以上	57,600	5	6	0	11	31,200	24	0	0	24
			425,000円以上	59,600	2	4	0	6	31,800	25	2	0	27
			450,000円以上	61,800	3	4	0	7	32,400	15	1	0	16
			475,000円以上	64,000	10	11	0	21	33,000	64	5	1	70
				845	492	117	1,454		1,865	262	157	2,284	

注：1 保育料基本額は、子ども・子育て支援新制度における保育標準時間のもの。他に保育短時間がある。
 2 保育料は、第1子は保育料基本額、第2子は基本額の1/2、第3子は無料
 3 保育料の多子認定による軽減(1/2、無料)は、兄弟のうち幼稚園、保育園等に在籍する未就学児で判断するが、国の幼児教育の段階的無償化により、平成28年4月から低所得世帯等における多子認定の年齢制限が撤廃された。

(2) -3 開放保育事業

公立保育園の開放保育は平成6年に2園から始まり、現在では保育園が実施する子育て支援の中心事業の一つとして全ての公立保育園で実施している。子育て親子が安心して遊べる場所の提供、母親間の交流の場づくり、育児相談や育児情報誌の発行など各園が工夫を凝らし積極的な支援活動を行っている。

年度	区分	実施保育所	実施回数	参加児童数	参加児童数のうち3歳未満児の人数
27		10	491	3,475	3,161
28		9	377	1,967	1,768

(3) 助産施設

助産施設は経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の入所助産の措置をしており、市内は平塚市民病院、近隣では伊勢原協同病院に設置されている。

階層区分別措置状況

(単位 人)

	A階層	B階層	C階層	D階層	計
27年度	7	0	0	0	7
28年度	7	0	0	0	7

階層区分	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）等
	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯
	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯
	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が8,400円以下の世帯

6 母子福祉資金等利子補給事業

母子世帯等の経済的自立と生活安定向上を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金利用者に対し、利子相当額を補給することによって、経済的負担の軽減と償還意欲の向上を図った。

件数及び金額

	件数 (件)	金額 (円)
27年度	1	300
28年度	4	6,581

7 ひとり親家庭等の医療費助成事業

母子家庭等に対し、医療保険診療分の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図った。

対象世帯数	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	計
H28. 3. 31 現在	2,159	96	21	2,276
H29. 3. 31 現在	2,069	84	19	2,172

8 母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業促進のために教育訓練や高等職業訓練を受けたとき費用の一部等を給付し、自立支援を図った。

(単位 人)

	教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金		計
		高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金	
27年度	1	4	0	5
28年度	1	7	4	12

9 子育て支援センター事業

豊田分庁舎で、子育て親子の交流ひろばの開設並びに育児不安についての相談及び地域の保育資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行った。(平成9年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	27	9,932	12,474	22,406
	28	11,919	15,354	27,273

育児相談 件数	年度	面接	電話	その他
	27	2,806	30	513
	28	3,530	31	549

10 つどいの広場事業

主に乳幼児（0歳から3歳）とその親の交流・つどいの広場の提供や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを実施した。

(1) つどいの広場「もこもこ」(平成17年9月27日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	27	4,726	4,830	9,556
	28	5,036	5,229	10,265

育児相談 件数	年度	件数
	27	711
	28	543

(2) つどいの広場「きりんのうち」(平成22年2月26日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	27	8,305	9,318	17,623
	28	8,664	9,504	18,168

育児相談 件数	年度	件数
	27	1,060
	28	939

(3) つどいの広場「どれみ」(平成22年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	27	3,988	4,591	8,579
	28	3,956	4,404	8,360

育児相談 件数	年度	件数
	27	500
	28	376

11 ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる会員組織を設立し、会員が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援した。(平成15年7月1日相互援助活動開始)

会員数	年度	依頼会員	支援会員	両方会員
	27	1,120	272	42
	28	1,195	275	45

活動報告	年度	活動件数
	27	2,045
	28	2,478

12 病後児保育事業

生後6か月から小学校3年生までの児童が病気の回復期にあつて集団保育及び家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育した。(平成25年8月1日事業開始)

年度	登録者数	利用者数
27	258	265
28	270	311

13 地域療育システム事業

こども発達支援室を設置し、障がい(軽度発達障がいを含む)のおそれがある未就学児を中心とした相談を受け、経過観察に基づいて関係機関への紹介を行っている。

(1) 療育相談事業

ア 初回相談件数

	件数
27年度	320
28年度	256

初回相談内容別件数(重複あり)

	言語	発達	身体症状	社会性	その他
27年度	189	32	13	103	6
28年度	131	20	9	103	4

イ 専門相談件数

	実件数	延件数
27年度	731	3,518
28年度	756	3,822

専門相談内訳(重複あり)

	臨床心理士	言語聴覚士	ことばの相談員	作業療法士	理学療法士	保育士
27年度	1,295	241	1,131	727	28	96
28年度	1,398	170	1,416	754	19	65

ウ 経過観察グループ

	実施回数	実件数	延件数
27年度	152	118	953
28年度	148	99	819

14 およこ広場事業

市内4ヶ所の子どもの家を利用して、地域の親子が安心して遊べる場を提供し、子育て支援情報の提供や育児に関する様々な相談を行った。

	実施回数	参加児延べ人数	相談件数
27年度	48	463	126
28年度	32	228	85

15 小児医療費の助成事業

子どもたちの健全な育成支援と健康の増進を図るため、平成 28 年 4 月から通院年齢の引き上げを行い、中学 3 年生までの入院及び通院に係る医療費及び中学生の入院に係る医療費の助成を行っている。(ただし、小学生以上については、保護者の所得制限がある。)

(1) 医療証交付者数(H29.3.31 現在)

(単位 人)

未就学児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳児	小計
	1,654	1,809	1,823	1,814	1,808	1,912	1,889	12,709
小学生	7 歳児	8 歳児	9 歳児	10 歳児	11 歳児	12 歳児		小計
	1,728	1,770	1,727	1,717	1,602	1,676		10,220
中学生	13 歳児	14 歳児	15 歳児					小計
	1,706	1,619	1,615					4,940
							計	27,869

(2) 小児医療費助成状況

年度	助成件数 (件)	助成額 (円)
27 年度	362,006	711,017,407
28 年度	407,339	787,683,334

16 児童発達支援等事業 (障害児通所給付、障害児相談支援等)

(1) 児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活の動作や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
27 年度	211	11,169
28 年度	207	8,829

(2) 放課後等デイサービス

学齢期の児童・生徒に対して放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や余暇支援などを行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
27 年度	434	42,680
28 年度	477	47,391

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活のために必要な支援を行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
27 年度	28	160
28 年度	11	210

(4) 障害児相談支援

障害児とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用のための障害児支援利用計画を作成する。

	利用者数 (人)
27 年度	549
28 年度	642

(5) 障がい児タイムケア

小学生の重症心身障がい児を対象に、放課後や長期休暇中の活動を支援する。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
27 年度	9	294
28 年度	6	122